

## <審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

【会長】： ありがとうございます。では、認めさせていただきます。  
それでは、ただいまから平成30年度第2回福岡市都市計画審議会を始めます。

まず、本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課長】： 事務局をしております、福岡市都市計画課長でございます。よろしく申し上げます。

委員の出席数ですが、25名であり、福岡市都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告します。

【会長】： 次に、会議録の関係ですが、前回の平成30年度第1回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりましたが、会長及び署名委員の確認の上、会議録として確定しましたので、ご報告します。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づき、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載させていただきます。

続きまして、本日の審議について、6名の方より傍聴の申し出がありましたので、福岡市都市計画審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づいて、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： では、傍聴者の入室を認めます。

(傍聴者入室)

【会長】： それでは、審議に入ります。

本日の議案としましては、「地区計画の変更」、「都市高速鉄道の変更」、「特殊建築物の敷地の位置」、この3つですが、市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

【都市計画課長】：事務局でございます。本日お配りしております資料につきまして、ご説明します。

上のほうから「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」、「都市計画案の縦覧結果について」、冊子として、「議案書」、「議案参考資料」の2部をお配りしております。

本日の資料は以上ですが、不足等ありましたら、お近くの職員までお知らせいただければと思います。

【会長】： それでは、議案審議に入ります。

議案第8号「地区計画の変更」のうち、「拾六町団地地区地区計画の変更」について事務局より説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 都市計画課長でございます。

議案第8号のうち、「福岡広域都市計画拾六町団地地区地区計画の変更」についてご説明します。

議案1ページから7ページに法定図書を添付しておりますが、概要は別冊の議案参考資料にまとめておりますので、説明は議案参考資料で行わせていただきます。

議案参考資料の1ページをお願いします。

福岡広域都市計画地区計画の変更についてです。拾六町団地地区及び、後ほど別途ご審議いただく天神明治通り地区地区計画の2地区について記載しております。

なお、下段には参考として、地区計画の箇所数を記載しておりますが、今回の2地区とも変更ですので、箇所数及び区域面積の変更はありません。

続きまして、議案参考資料2ページ、3ページをお願いします。

拾六町団地地区及び天神明治通り地区の位置を示しております。

続きまして、議案参考資料4ページ、5ページをお願いします。

それでは、ここからは拾六町団地地区地区計画の変更についてご説明します。

なお、議案参考資料の6ページから9ページにかけては、計画書及び計画図の新旧対照を示しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

左上のほうから、1. 地区計画の変更理由について及びその下、2. 地区計画の概要です。当該地区におきましては、市営拾六町住宅建替事業の中で土地の有効利用により確保された将来活用地について、適切な事業の誘導を図るため、平成25年9月に、図中、青枠で囲った区域に地区計画を決定し、黒破線で囲っております区域に地区整備計画を定めており、既に高齢者福祉施設が立地しているところです。

今回は、その南側の赤破線で囲ってあります区域において、平成30年2月に公募による事業予定者が決定し、地区計画に関して市とその事業者との協議が整ったことから、地区整備計画の追加に向けた地区計画の変更手続を進めるものです。

下に地区の概要、今回対象地等を記載しておりますが、今回の対象地では、福祉関連施設などの機能導入等を求めた公募がなされ、下段の事業計画概要でパース等とともに示しておりますが、病院、調剤薬局等が計画されているところです。

次に右側、3. 地区計画の方向性ですが、従前の地区計画と同様に、隣接する低層住宅地などに配慮しつつ、地域の利便性の向上を図るため、建築物の用途の制限を、そして、周辺環境と調和した市街地環境の形成を図るため、壁面の位置の制限を定めるとともに、緑豊かで良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限並びに緑化率の最低限度を定めることとしており、地区整備計画を下段の表中の赤枠内に記載のとおり定めるものです。

4. 今後のスケジュールですが、平成31年1月に都市計画案の縦覧を行っており、縦覧者16名、意見書の提出はありませんでした。

以上で拾六町団地地区地区計画についての説明を終わります。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】： 拾六町団地地区については従前、老岐校区の自治協議会と公民館から陳情があっており、広場の要望が出されています。既に決めたところに100㎡の広場がありますが、要望されているのは校区行事の際に活用できる広場ということだったようですが、これについてはどのようにされているのか、地域の方とのお話し合い等はどのようにになっているのか、お尋ねします。

【会長】： 事務局よろしいでしょうか。

【住宅計画課長】： ご質問の拾六町住宅の周辺地域の方との話ですが、当該地においては『業者が決まるまで』という約束で、平成17年から暫定駐車場として地域や公民館に貸していた経緯があります。その後も地域とは売却するまでという約束を確認しながら、売却後の土地利用に求める要件について密に話し合いをしてきたところですが、平成29年度の公募を実施するに当たり、地域としてはやはり継続して駐車場が欲しいとの陳情書をいただきました。その中に、広場という言葉が書かれていますが、地域の意向としては、駐車場として使える広場もしくは駐車場を確保してほしい、それがダメなら、代替と

してどこか確保してほしいという、段階的な要望をいただきました。そこで、この土地は売却を計画しておりますので、代替として、近くにコインパーキングを整備し、また暫定的ですが、別の土地を地域に駐車場として使っていただくことでご納得、ご理解いただいたという状況です。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 地域の方たち、自治協議会、そして、公民館の方たちはそれで納得され、校区行事のための広場は別にもういいですということになったということですか。

【住宅計画課長】： そのとおりです。

【委員】： こういう場合、特に市の土地ということがありますので、十分に地域の方の要求を酌んで活用すべきだと思います。

つけ加えて、一言述べておきますが、住宅審議会の中でも市営住宅不足が論議になりました。セーフティーネット住宅の登録制度を開始しても、登録住宅はいまだにゼロという状況で、福祉に関する高齢者や低所得者の方の住宅を民間任せにしてもらっては困るという、民間の宅地建物取引業の方からの意見もあります。その論議の中で、私も申し述べましたけれども、市営住宅の建て替えに際しては、もちろん全体の市営住宅を増ふやすという方針が要りますけれども、建て替えに際して、少しずつでも増やしていく、そして、全体の市営住宅を少しずつでも増やしなが、法律でも入居が許されている若い人、単身の低所得者が入居できるように福岡市はきちんと制度の見直しをすべきだと思います。建て替えのときに、ただ空き地を増やし、売る土地を増やすことに熱心になるのではなく、市営住宅の戸数を増やすという責任を担うべきだということを一言述べておきます。

【会長】： 他にいかがでしょうか。

ご意見が無いようでしたら、採決をとったほうがいいのかどうかお伺いしたいと思います。採決はいかがいたしましょうか。無しということでもよろしいですか。

それでは、この8号議案につきましては、案のとおり承認したいと思います。

(異議なし)

【会長】： 続きまして、議案第8号の「地区計画の決定」のうち、天神明治通り地区地区計画の変更及び議案第9号の「都市高速鉄道の変更」については一連の内容ですので、一括して説明を受けたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都心創生課長】： 都心創生課長でございます。議案第8号「福岡広域都市計画天神明治通り地区地区計画の変更」及び議案第9号「福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更」については関連する内容ですので、一括してご説明いたします。

議案の8ページから21ページに法定図書を添付しておりますが、概要は別冊の議案参考資料にまとめておりますので、説明は議案参考資料で行わせていただきます。

議案参考資料の10、11ページをお願いします。なお、議案参考資料12から19ページでは、計画書及び計画図の新旧対照をお示ししておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず、1. 地区計画の変更理由です。

天神明治通り地区の一部である、天神二丁目南ブロック明治通り沿道地区におきまして、地区計画案について合意形成が図られたことから、地区計画の変更手続を進めるものです。

具体的なエリアは、地図に赤で着色したエリアで、区域面積、用途地域、容積率等は記載のとおりです。

次に、資料の右側、4. まちづくりの方向性をご覧ください。

まちづくりの主な取り組みとして、黒丸で示す地上地下を結ぶ立体広場や、地下鉄天神駅と天神西通り方面を結ぶ東西地下通路の整備、地上部において、明治通りと新天町側をつなぐ南北貫通通路の整備などを行うこととしております。

次に、資料の左下、3. 追加する地区計画の概要をご覧ください。

先ほどご説明したまちづくりの取り組みを実現するため、ここに示しているように、地区計画への位置づけを行ってまいります。

具体的な内容につきましては凡例に示しているとおり、主要な公共施設、地区施設、壁面の位置の制限を定めることとしております。

また、図中の吹き出しに記載しております、既存の地下鉄出入口及び換気塔につきましては、地区計画の中でその機能を確保することとしております。

またその下、建築物等に関する事項のうち、丸2つ目の容積率の最高限度につきましては、指定容積率700%に対し、先ほどご説明した黒丸印の取り組みである地上地下の立体広場や、東西地下通路の整備等のまちづくりへの貢献を評価して、地区全体に対し基本となる容積率を900%とし、さらに、具体の建築計画において、資料右側の星印の取り組み等に応じて、最大400%を加算できることとし、容積率の上限は1,300%としております。

その他の事項につきましては、記載のとおりです。

最後に、5. 今後のスケジュールですが、平成31年1月に都市計画案の縦覧を行っており、縦覧者33名、意見書の提出はありませんでした。

その他の事項につきましては、記載のとおりです。

以上で天神明治通り地区地区計画の変更についての説明を終わります。

続きまして、議案参考資料の24, 25ページをお願いします。

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更についてご説明します。

図中に黄色で示しております地下鉄天神駅2番, 3番出入口及び換気塔につきましては、先ほどご説明したとおり、天神明治通り地区地区計画の中で、各施設の機能確保について位置づけを行うことに伴い、本案のとおり都市計画の変更を行うこととしております。

なお、本件についても平成31年1月に都市計画案の縦覧を行っており、縦覧者33名、意見書の提出はありませんでした。

以上で都市高速鉄道の変更についての説明を終わります。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありましたが、議案第8号及び第9号については関連する内容ですので、一括して審議したいと思います。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【委員】： 議案参考資料の10ページですが、この区域の中では事業所が根づいており、長く市内の中小業者の方がたくさん店舗を出しておられますが何件ぐらいあるのか、ご存じですか。

【会長】： 事務局お答えできますか。

【都心創生課長】： 店舗数につきましては、手元に資料がありませんが、この区域の中で8棟のビルが建っております。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 開発によって、何かきらびやかなまちができるということで、皆さんも市もビルがどのように変わるかどうかを考えておられます。しかし、そこは、中小業者の方が長い間かけて営業してこられて、生活を守り、また市内の人たちの購買を助けてきており、そういう方たちのことが一顧だにされないということは問題だと思います。

天神一丁目南ブロックの明治通り沿いのところが、今新たな開発の区域として建て替えが進んでいるようですが、結局この区域も、そこで営業してこられた方たちは立ち退きを余儀なくされました。しかし、その方たちはまた戻ってきて商売するということはできないのです。土地代が高くなると家賃は高くなる。光があれば影といって切り捨てるようなものでもないです。市民の暮らしに大変かわり合いの深い中小業者の方たちが、どれだけの人た

ちに影響があるのか、これを市が考えなければいけないと思います。大きなビルの建て替え件数だけは知っているけれども、そこについては全く無視ということではまちづくりにならないのではないかと思います、いかがですか。

【都心創生課長】： 委員ご指摘の点ですが、天神を含む都心部におきましては、更新時期を迎えた建物がたくさんあります。今回の地区計画におきましては、その様な建物を、耐震性の高い先進的でより安全・安心なビルに建て替えるための誘導を行っているものです。

なお、民間ビルが建て替えを行うにあたり、店舗閉店等の判断につきましては、一義的にはそのビルを所有する事業者、テナント事業者において検討されるものだと考えております。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 具体的には、市が何かしてあげるわけではないから、それはそのビルのオーナーと店子の話になっていくとは思いますが。ただ、都市計画ですから、市は、市民のための都市計画をどうするのかを考え、大きなビルの所有者の方との話だけではまちづくりにならないということを肝に銘じるべきだと思います。

この天神ビッグバンでは、大きな民間ビルの更新のために市が高さ制限などさまざまな緩和を与えて建て替えを促進・誘導しています。さらに地下通路をつくったり、さまざまな面で市民の税金を使っています。一方で、市内全体で見ると、天神というのは中心ではあっても小さなエリアです。そこで中小業者の方たちは追い出されここの地価が高騰するということによって、子供を持ったファミリーが住めない地域になってきているのです。だからこそ、子供たちがおらず都心でありながら、舞鶴小、箕子小、そして大名小が一緒になって小学校2校をつぶすような状況になるのです。こんな都市づくりがなされてきているというのが実態です。福岡市は天神とか博多駅、ウォーターフロントだけで成り立っているものではありません。ここでどのようなまちづくりをするのか、そのときに考えなければいけないことの1つが、やはりこの中小業者の方や住民が住めるのかどうかです。このことを考えていかない都市づくりというのは、根本から間違っていると思います。こういうことを推進すべきではないという意見を述べておきます。

【会長】： 他にご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： まちづくりの方向性のところで、何点か確認させてください。  
まず、『地上地下の快適な歩行者空間の創出』の中で、これは必ず実施す

る項目ではなくて、取り組みを誘導する項目ということになっていますが、地下鉄の駅が近く非常に公共性が高いので広場へのエスカレーター・エレベーターの設置は、バリアフリー法等の関係で必ずつけなければならない特定区域に含まれてはいないのか。それとも誘導するのみで、必ず実施しなくてよいのかの確認をさせてください。

【会長】： 事務局、よろしいでしょうか。

【都心創生課長】： 今回地区計画で定めるこの区域が、バリアフリー基本計画の特定経路に含まれているかという質問ということですのでよろしいでしょうか。

【委員】： 特定区域かという質問です。

【課長】： 確認して後程答弁させていただきます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： あわせまして、誰もが安全で安心なまちづくりということで、これも取り組みを誘導する項目ということになっており、当然誘導する項目だとは思いますが、最近、地震や災害等が頻発している状況の中で、ビッグバンボーナス等で容積率を緩和して、非常に高い建物等も建つことが予想されますが、地震に強い建物整備、防災備蓄倉庫の確保、また、災害時の避難場所提供の3点について具体的にどのように誘導を行っていくのか方向性を教えていただければと思います。

【課長】： まず、地震に強い建物についてでございますが、建物を設計する際に地震力というものがあります。今回の建て替え時に法律に定められた地震力を上回る設計をしていただいたときに、その部分の評価を行うというものでございます。少し具体的に申し上げますと、法律で定めた地震力の1.25倍の地震耐力を備えたビルにつきましては、容積率を20%、さらに1.25倍の場合は30%緩和するなどというものです。

次に防災備蓄倉庫の確保及び災害時の避難場所の提供ですが、災害が起きたときに帰宅困難に陥った方々に対応するために、民間ビルの中に備蓄倉庫や災害時の避難場所を確保いただくというものです。

このような取り組みにつきましては、市と協定を締結させていただくことで、10%の容積率の緩和をするという内容です。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 今ご説明いただいたので、よくわかりましたけれども、非常に利用される



方が多い地域でもありますので、万全を期していただきたいということと、災害時の避難場所ということで、屋外であれば周りが全部ビルなので、屋内の耐震シェルターみたいなイメージの最新の機能的なものも組み込んでいただいて、しっかりと万全を期していただきたいと思います。

【会長】： 他によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 今の関連です。今お話しされた地震に強い建物整備、備蓄倉庫や災害時の避難場所について、1点だけお願いしたいことがあります。福岡市においてはこの20年近くの間大雨（平成11年の福岡水害）で地下に水がかなり入ったり、博多駅前の道路が陥没したり、いろいろな災害に見舞われ、市民生活に大きな影響がでています。特にこういう人通りの多いところの地下空間は、民間企業が整備するものであったとしても、高い公共性を有すると思います。地下につくったがために水浸しになって使えなくなったといったことも考えられます。この福岡市においても想定外の大規模災害などが起きていますので、これまでの災害を教訓にして、誰もが安全で安心なまちづくりというところをしっかりとチェックしながら進めていただきたいというのがお願いします。

【会長】： 事務局よろしいでしょうか。  
他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 天神明治通りまちづくり協議会は地権者が互いの立場の違いを超えて積極的に協働するための場として設立され、2008年からずっと協議を続けていらっしやいますが、先ほども話があったように、この中にいた方が新しく建て替っていく中で、再び活躍をしていただいてこそ活気あるものになっていくと思います。これまでにそういった方たちからどのような要望が出されてきたのか把握されていたら教えていただきたいと思います。

【会長】： 事務局、いかがでしょうか。

【都心創生課長】： 委員ご指摘の、まちづくりの検討を行っていく中での皆様方の声ではありますが、今回の天神二丁目南ブロックの明治通り沿道地区におきましては、地権者の皆様のまちづくり検討会が2017年の3月に立ち上げられまして、この地区のまちの将来像について、回数を重ねながら検討が行われてきた経緯がございます。合計13回の検討会の中で、様々な取組みや、地権者の方々のそれぞれの思いを議論いただいて、今回の地区計画の素案になったところでございます。

【会長】： いかがですか。

【委員】： その具体的な面で、本当に実際そこで企業の方やまちの活気があふれていってこそ、いいまちにまたなっていくと思います。また、先ほどもあったように、防災の件は、本当に十分想定外がないように私からもさらにもお願いします。また寄る辺のない方たちもしっかりと受け入れていけるような状況がつくっていったらと思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】： 他にいかがでしょうか。  
先ほどのバリアフリーに関する質問については、事務局いかがでしょうか。

【委員】： 特定経路かどうかお答えください。

【都心創生課長】： この地区は、福岡市バリアフリー基本計画の中で重点整備地区に指定されており、この地区の前面の明治通りにつきましては特定経路となっております。

【会長】： 今のお答えでいいでしょうか。

【委員】： バリアフリー基本計画の特定経路であれば、取り組みを誘導する項目ではなく、必ず実施する項目に入ってくるのではないのですか。

【課長】： バリアフリーにつきましては非常に大事な項目です。既存で地下鉄のコンコースから西側に延びている地下通路がありますが、途中で階段がありバリアフリー化されていないという状況です。このため今回の地区計画の中で、民間の敷地の中でバリアフリーの地下通路を天神西通りまで延ばすものです。  
委員ご指摘の広場へのエスカレーター・エレベーターの設置につきまして、誘導する項目であります。バリアフリーの経路が確保されるようにしっかりと誘導していきたいと考えております。

【会長】： よろしいですか。  
他にいかがでしょうか。  
それでは、この議案につきましては、異議のある方もいますので、議案第8号と議案第9号を一括して採決をしたいと思えます。  
それでは、傍聴者の方、一度退室をお願いします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第8号「天神明治通り地区地区計画の変更」及び議案第9号「都市高速鉄道の変更」に賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【会長】：賛成多数ですので、「天神明治通り地区地区計画の変更」及び「都市高速鉄道の変更」については、原案どおり承認します。  
それでは、傍聴者の方の入室をお願いします。

(傍聴者入室)

【会長】：傍聴者の方にお知らせします。議案第8号、議案第9号の2つの議案につきましては、原案どおり承認しましたので、お知らせします。  
続きまして、議案第10号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」について説明を受けたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【建築指導課長】：福岡市建築指導課長でございます。  
議案第10号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」につきまして説明します。  
議案書の23ページから26ページに法定図書を添付しておりますが、概要は別冊の議案参考資料にまとめておりますので、説明は議案参考資料で行わせていただきます。  
議案参考資料27ページをお願いします。  
ページ中段の理由に記載のとおり、建築基準法第51条の規定により、産業廃棄物処理施設などを建築するに当たっては、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きにより都市計画審議会の議を経た上で特定行政庁が都市計画上支障がないと認めて許可する必要があります。  
当該施設では、現在、法第51条の許可を要しない紙くず等を取り扱っておりますが、今回、許可が必要となる廃プラスチック類等を追加処理し、再資源化するものです。  
その内容は、循環型社会に寄与するとともに、周辺の状況から敷地の位置について都市計画上支障がないと判断されることから、都市計画審議会に付議するものです。  
続きまして、施設の概要を説明します。  
次のページをお開きください。  
右29ページに箱崎ふ頭四丁目にある当該地を赤丸で示しています。  
議案参考資料30、31ページをお願いします。  
30ページ上段、1. 付議理由につきましては、先ほど27ページで説明したとおりの内容です。

中段の2. 当該地及び周囲の状況並びに主な搬入・搬出経路ですが、赤枠で示しております当該地は臨港地区内に位置しており、西側にはクリーンパーク臨海があります。なお、周辺約150m内には住宅の立地がない状況です。

搬出入に関しましては、市内の各事業所から幹線道路を經由し、香椎箱崎浜線より搬入を予定しています。敷地内で処理した後は、同様に幹線道路や都市高速道路などを經由して、県外のリサイクル事業者等に向けて出荷予定です。

右、31ページの上段、5. 配置図兼1階平面図をお願いします。

敷地には既に建屋が4棟あり、そのうち、左下の建屋内に青く示している既設の機械により処理するものです。

中段、6. 処理フローをご覧ください。

市内各所から廃プラスチックや木くずを収集し、敷地内では種類ごとに破碎します。廃プラスチックのみの場合は1日20トン、木くずのみの場合は28トンを破碎できる能力があります。

破碎後は、金属類などを取り除き圧縮梱包します。これらを有価物として出荷し、出荷先でセメントの燃料や燃料用チップとして利用されることとなります。

次に、7. 生活環境への影響ですが、破碎や圧縮梱包する機械は屋内に設置しており、新たな処理品目が追加されることによる騒音・振動は、現状とほぼ変わらないと予測され、また、運搬車両は幹線道路を通過するため、生活環境への影響についてもほぼないと予測されています。

最後に、8. 今後のスケジュールですが、本日の都市計画審議会の議を経た後、速やかに建築基準法の手続を進める予定です。

議案第10号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」についてのご説明は以上です。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありました「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」についてご質問、ご意見を受けたいと思います。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【委員】： 処理能力が日量で示されていますが、実際に施設での処理量はどのくらいと予測していますか。

【会長】： 事務局いかがでしょうか。

【建築指導課長】： 施設での処理量ではないですが、平成28年度のデータは、市内からは、廃プラスチックにつきましては年間約6万トン、木くずに関しましては約5.4万トン発生しているという状況です。

【委員】： 午前中に環境審議会がありまして、木くずについては、市内の民間処理施設の廃棄物の受け入れ体制が整っており、かつ市外にも民間処理施設があると聞いています。

また、市内に焼却施設を持っており、法律をぎりぎり守っていますけれども、24時間、365日、きちんと正しく処理されているかというチェックがなかなかできない状況があります。何かの機会でこのような処理業者が市内でも増えてきているとか、こういう状況になっているというのを、ぜひ広報や違う部署にでもつなげていただければと思っています。

【会長】： 事務局いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【産業廃棄物指導課長】： 産業廃棄物に関しましては、広域処理というものが原則となっておりますので、特に市外からとか、市内からだけとかいう縛りはございません。処理能力につきましては、これは最大能力を示しておりますので、例えば、搬入がなければ処理はしないでしょうし、搬入があっても、ある程度たまってからまとめて処理をするほうが効率的ということもありまして、1日当たり最大でここまでですという縛りということでご理解いただけたらと思います。

それから、ほかの産業廃棄物処理業者ですとか、産業廃棄物を処理する情報ということですが、産業廃棄物の許可に関しましては、全てホームページに掲載しておりますので、許可を持っている業者については、そういう形でオープンにしているという状況です。ただ、自己処理されているところにつきましては、やはり企業内の経営にかかわる状況などもありますので、なかなか公的にオープンにすることまではやっております。建築基準法並びに土地関係の制約のあるところにつきましては、こういった形でオープンになったり、審議をしていただくということに変えさせていただきたいと思っています。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 行政としては法律というものがあるので、自己処理に関して踏み込めないところはありますけれども、いろいろなトラブルのもとになったり、環境問題にもつながっていきますので、お願いしておきます。

【会長】： 他にいかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、これについては採決はいかがいたしましょうか。なしでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： それでは、議案第10号「福岡市に設置する特殊建築物の敷地の位置」については、案のとおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。  
それでは、以上で本日の審議会は終了いたします。  
これより先、進行を事務局にお返しします。

【都市計画課長】： それでは、これをもちまして、本日の審議会は終了いたします。  
なお、次回の2019年度第1回福岡市都市計画審議会につきましては、2019年8月に開催する予定としており、日程調整は5月下旬ごろを目途に行っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後2時52分)